

会議要旨

【開催概要】

会議名称	令和7年度 第11回富田林市こどもの権利に関する条例検討委員会
開催日時	令和8年1月30日(金) 18:30~20:05
開催場所	市役所3階 庁議室
出席委員	岡島委員(委員長)・藤井睦子委員(副委員長)・谷委員・勝井委員・岡本委員・竹原委員・笠松委員・藤井佳江委員・長橋委員・石川委員・遠坂委員・小野寺委員・北辻委員 <div style="text-align: right;">(計13名)</div>
欠席委員	山本委員
事務局	こども未来部：小島部長 こども政策課：大堀課長、廣谷課長代理、菖蒲係長、今井副主任 教育指導室：山口室長、椋原参事 (株) ジャパンインターナショナル総合研究所：中村容子氏
配布資料	本日の次第 資料1 こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会 実施報告書 資料2 パブリックコメント等実施後の条例(素案)の修正箇所 資料3 富田林市こどもの権利条例(素案)に対するパブリックコメントの実施結果について 資料4 こどもの権利条例(素案)への「みんなの意見を教えて!」の結果報告 資料5 みんなの意見を募集するよ!アンケート調査結果報告書(小学校高学年・中高生) 資料6 みんなの意見を募集するよ!アンケート調査結果報告書(小学校低学年) 資料7 市議会における条例に係る質問・答弁 資料8 第11回条例検討委員会に向けた事前意見一覧 資料9 富田林市こどもの権利条例(案) 資料10 富田林市こどもの権利に関する条例検討委員会報告書
会議次第	1. 開会 2. 議事 (1) こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会 実施報告書について 資料1 「こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会 実施報告書」 (2) こどもの権利条例素案パブリックコメント等の実施結果と条例素案の修正について 資料2 「パブリックコメント等実施後の条例(素案)の修正箇所」 資料3 「富田林市こどもの権利条例(素案)に対するパブリックコメントの実施結果について」 資料4 「こどもの権利条例(素案)への「みんなの意見を教えて!」の結果報告」 資料5 「みんなの意見を募集するよ!アンケート調査結果報告書(小学校高学年・中高生)」 資料6 「みんなの意見を募集するよ!アンケート調査結果報告書(小学校低学年)」

	<p>資料7 「市議会における条例に係る質問・答弁」</p> <p>資料8 「第11回条例検討委員会に向けた事前意見一覧」</p> <p>(3) こどもの権利条例(案)及び条例検討委員会報告書について</p> <p>資料9 「富田林市こどもの権利条例(案)」</p> <p>資料10 「富田林市こどもの権利に関する条例検討委員会報告書」</p> <p>(4) 富田林市こどもの権利条例(案)の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長から市長へ条例(案)の報告 ・市長挨拶 ・委員の感想 <p>(5) 事務連絡</p> <p>3. 閉会</p>
公開/非公開	公開
傍聴者	2名
その他	なし

【議事要旨】

事務局	<p>1. 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉村市長挨拶 ・配布資料の確認 <p>2. 議事</p> <p>(1) こどもの権利条例いっしょに作ってみない会 実施報告書について</p> <p>●資料1をもとに説明。</p> <p>(説明省略)</p>
委員長	◇この件に関して何かご質問、ご意見などございますでしょうか。
委員	◇いっしょに作ってみない会のように、今後も子どもたちを集めて意見を聴く活動は考えているのでしょうか。
事務局	●条例制定後に、こどもの参加の仕組み等を検討していきます。その際、大人だけで決めるのではなく、ワークショップ等を実施し、子どもたちの意見を取り入れることを考えています。
委員	◇いっしょに作ってみない会に参加した子どもたちは有意義だった感じていると思います。今後も募集をかけていただきたいと思います。
委員長	◇条例案には、こどもの意見表明権の保障が重要なこととして書き込まれています。市のこどもに関する施策のPDCAのプロセスにおいて、子どもたちの意見を聞き、それをふまえることになっています。そして、市役所だけでなく、学校教育や市民団体など、様々な活動の場においても、子どもたちが自分たちの意見を出せるような形が大切です。具体的な方法については、条例制定後、市を中心に、学校や、市民団体とも相談しながら検討が進んでいくと思っています。
委員	◇いっしょに作ってみない会の発表会に参加し、子どもたちの力を改めて感じました。アンケートの集計結果を見ても、こどもの権利をさらに知ってもらうために「ポスターの設置やチラシを配ることを実施すればいい」という、

<p>委員長 委員</p>	<p>こどもたちの、「知ってほしい」という気持ちがとても伝わります。このワークショップの取り組み、条例の前文にあるおとなへのメッセージも、意見表明そのものだったと感じています。</p> <p>1点確認です。報告書20ページの「安心、自信、自由」のポーズについて、認定NPO法人CAPセンター・JAPANが使っているものなので、許可を取っているのでしょうか。</p> <p>◇事務局で確認いたします。</p> <p>◇条例の今後の運用について1点申し上げます。条例第15条で設置されるこどもの権利擁護委員会は、毎年活動状況を市民及び市長に報告し公表します。他市の事例では参加者は大人が多く、こどもの参加が少ない状況です。この活動報告にこどもたちも参加できる場になるとよいと思います。ただし、相談に来たこどもに参加してもらうのは難しい問題もあるため、相談に来ないようなこどもたちとも一緒に考えていくことも大事だと考えています。</p>
<p>委員長</p>	<p>◇具体的な案をいただきまして、ありがとうございます。 では、次に進ませていただきたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>(2) こどもの権利条例素案パブリックコメント等の実施結果と条例素案の修正について</p> <p>●資料2～8をもとに説明。 (説明省略)</p>
<p>委員長</p>	<p>◇事務局から、パブリックコメント等の実施結果と条例素案の修正についてご説明をいただきました。今回の修正は、委員の皆さまから事前に実施した意見照会の結果をふまえた内容とのことです。</p> <p>なお、資料8のNo.11のご意見に関して、当委員会として市長に対して意見申し上げたいと思います。具体的な内容は、これから読み上げます。</p> <p>「第一に、条例化した諸規定を速やかに具体化すべく、必要な予算や人員を確保していただきたいこと。第二に、条例第17条第5項に規定した条例推進のための定期的なこどもの状況等の調査においては、今回実施したようなこどもの声を聴く取り組みを継続し、発展させていただきたいこと。今回の制定過程の取り組みは、こどもたちの意見表明権を保障する貴重な実践であり、教育委員会や学校、園、さらには現場におけるこどもと大人の協働作業によって実現したものです。このような取り組みを富田林市ならではの取り組みとして継続していくことが、こどもたちの権利の保障につながるものと考えています。」</p> <p>このような形で意見を申し上げようと考えていますが、皆さま、いかがでしょうか。</p> <p>(委員一同 異議なし)</p>
<p>委員長</p>	<p>◇パブリックコメントにご協力をいただいたこと、そして、こどもたちが意見を出してくれたことに謝意を表したいと思います。委員会から市の原案について修正を求めることはございません。ただし、皆さまにご理解いただき</p>

	<p>い点を申し上げます。</p> <p>今回のこどもの権利条例は、こどもの権利保障を第一義的に考えるものです。「こどもにやさしいまちづくり」、いわゆる CFCI と呼ばれるこの取り組みに基づいています。こどもにとってやさしいまちは、全ての人にとってやさしいまちです。例えば、こどもが安心して歩ける道路は、高齢者や障がい者にとっても安全です。防災に関して言えば、こどもたちの意見をふまえた防災の取り組みは、「災害弱者」にとっても効果的です。こどもの権利条例の策定は、こどもと大人の対立構造を誘発するものではなく包摂性を高めるものです。こどもたちの視点をもって社会を見た時、弱いところに気づき、そこを改善することで社会システム全体がより良い方向へ更新されていきます。これが「こどもの権利基盤型のまちづくり」、あるいは「こどもにやさしいまちづくり」の考え方だということを、改めてご説明させていただきます。</p>
事務局	<p>(3) こどもの権利条例(案)及び条例検討委員会報告書について</p> <p>●資料9～10をもとに説明。</p> <p>(説明省略)</p>
委員長 委員	<p>◇この件に関して何かご質問、ご意見などございますでしょうか。</p> <p>◇条例検討委員会報告書8ページ及び51、52、57ページで、「保育園」という表記がありますが、「保育所」の方が正式な名称として適切ではないかと思えます。</p>
事務局 委員長	<p>●いただいたご意見をふまえ、修正を検討いたします。</p> <p>◇他にご意見などございませんか。</p> <p>(意見なし)</p>
委員長	<p>◇本日いただいたご意見をもとに、条例検討委員会報告書を修正し、修正後の「富田林市こどもの権利に関する条例検討委員会報告書」、「富田林市こどもの権利条例」を本委員会の最終的な案といたします。</p> <p>この先の議事進行は事務局にお願いしたいと思えます。</p>
事務局	<p>(4) 富田林市こどもの権利条例(案)の報告</p> <p>・委員長から市長へ条例(案)の報告</p> <p>●それでは、「富田林市こどもの権利条例」について、委員会を代表しまして、委員長の岡島克樹教授から吉村市長へ条例案の報告をお願いします。</p>
委員長	<p>◇吉村市長、本日はお時間をいただき、ありがとうございます。</p> <p>「こどもの権利に関する条例検討委員会」の委員長として、委員一同を代表いたしまして、こどもの権利に関する条例案をご報告申し上げます。</p> <p>本委員会では2年間にわたり、委員の皆さまとともに真摯に議論を重ねてまいりました。こどもの権利をいかに保障していくか、こどもの最善の利益を念頭に置きながら、一つひとつの条文について慎重に検討を重ねてまいりました。また、アンケート調査やヒアリング調査より得た皆さまのご意見も真摯に受け止め、条例案に反映させていただきました。</p>

本条例案は、まち全体でこどもの権利を保障するまちづくりを推進することで、こどもが権利の主体として尊重され、自分らしく安心して幸せに生きることができるまちの実現をめざすものでございます。

つきましては、本条例案の提出にあたり、委員会として2点、追加で意見を申し上げます。

第一に、条例化した諸規定を速やかに具体化すべく、必要な予算や人員を確保していただきたいこと。第二に、条例第17条第5項に規定した「条例推進のための定期的なこどもの状況等の調査」においては、今回実施したようなこどもの声を聴く取り組みを継続、発展させていただきたいこと。今回の制定過程の取り組みは、こどもたちの意見表明権を保障する貴重な実践であり、教育委員会や学校・園、さらには現場におけるこどもと大人の協働作業によって実現したものでございます。このような取り組みを富田林市ならではの取り組みとして継続していくことが、こどもたちの権利保障につながるものと考えております。以上、2点が委員会からの追加の意見です。

委員一同、この条例が富田林市のこどもたちにとって大きな意義を持つものと確信しております。どうか、この条例案をお受け取りいただき、今後の手続きを進めていただきますよう、お願い申し上げます。

事務局

●岡島委員長、ありがとうございました。吉村市長もこの場で一言お願いします。

市長

◇こどもの権利に関する条例検討委員会の皆さま、このたびは、条例案をまとめていただき感謝申し上げます。昨年度6月から計11回の会議で議論を重ねていただきました。こどもたちの意見をしっかり聞くため、アンケート調査や現場での意見聴取を行うなど丁寧に検討していただきました。条例案には素晴らしい思いを表現していただいたと思います。

こどもの権利条例を作ることは、全てのこどもをみんなで応援する富田林市にすること、こどもたちが笑顔になって自分の意見が言えるような市にすることです。この条例案を3月議会において提出し、制定に向けて進めていきたいと思っております。

先ほど委員長からお話がありましてとおり、今後は条例の具体化が重要です。こどもの定期的な状況把握とそれに伴う予算・体制の確保を進めるとともに、全ての部局がこどもたちの状況や意見をふまえた施策を検討できるよう推進していきたいと思っております。また、来年度は権利擁護委員会については、相談・調査専門員の配置など設置に向けた詳細を検討し、こどもたちの意見をしっかりと聞いていく体制を整えてまいります。私自身、「こどもの権利条例いっしょに作ってみない会」に出席し、こどもたちが頑張っている姿に感激しました。まさにこどもの権利条例の具体的な実践の1つだと思えました。発表会の最後のこどもから「ほんまにやってや」という言葉が心に響きました。こどもの権利条例を作ること、富田林市として具体的に施策を推進することは、こどもたちと約束、指切りげんまんをしていると思っております、「必ず実現する」という気持ちです。

3月議会に上程し、可決いただけた後が第2のスタートだと思っておりますので、しっかりとスタートを切ってまいりたいと思っております。

事務局	<p>委員の皆さまにおかれましては、長期間にわたりご尽力いただいたことに感謝いたします。子どもたちが笑顔になり、全ての市民が富田林市に住んでよかったと思える、困った時は誰かが助けてくれるまちにしていきたいと思えますので、今後とも、皆様のお力添えをお願いいたします。</p> <p>●吉村市長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、最後のプログラムとして、委員の皆さまからこの2年間の感想を一言ずついただきたいと思えます。</p>
委員	<p>◇報告書に思いを記載しましたが私はこれが始まりだと思っています。子どもの権利を守るためには大人の社会を変えていかなければならない、そのための努力が必要だと思っています。そして、この権利条例が目指す方向を反映した動きがありましたのでご紹介します。先日開催された小学校の校区交流会議では、子どもたちが参加し、校区内の危険箇所を発表してくれました。会議では、子どもたちの提案を校区交流会議の課題として取り組んでいこうという話になりました。これはまさに、子どもたちの意見表明を反映しているところであり、このような動きが進んでいくことを期待しています。</p>
委員	<p>◇富田林市では、子どものアンケートから始まり、子ども委員を作り、子どもの意見が率直に反映されるプロセスを経て、条例素案が作られました。また、条例素案を作った後も、子どもたちから意見をいただき、まさに、子どもと一緒に作ったと心から思える条例ができました。全国でも胸を張って誇れる条例になったと思います。それも皆さまと一緒に意見を交わし、議論を重ね、一緒に考えた結果です。今後は、条例の内容を実現していくことが重要であり、ここが新たなスタートだと思っています。</p>
委員	<p>◇私の思いは報告書に書かせていただきました。会議に参加する機会は少なかったですが、事務局に工夫いただき意見を提出しました。今回の成果は、事務局、教育委員会、学校の先生方、子ども園や子どもたちの意見を聞き取る活動をされた皆さまの力の賜物です。また、会議を導いていただいた委員長、副委員長、そして委員の皆さまに敬意とお礼を申し上げます。</p>
委員	<p>◇最近、心に残った映画の話をお話させていただきます。その映画は、新幹線に仕掛けられた爆弾により、乗客乗員約200名の命が脅かされますが、運転手、車掌、乗客、学校の先生、行政職員、議員、高校生など、様々な立場の人が「誰1人取り残さない」という思いで、みんなで力を合わせて危機を乗り越えるストーリーでした。本条例が、この映画のように、誰1人取り残さず、みんなを救えるまちの実現につながればという思いがあります。</p>
委員	<p>◇委員会が始まったころに生まれた子どもが1歳8か月になりました。この子どもの権利条例が、まるで子どもの成長と一緒に形になっていく姿は私にとって大きな喜びであり、誇らしかったです。委員会の皆さまと出会えて、毎回学ばせていただき、感謝の気持ちでいっぱいです。また、「ほんまにやってや」という子どもたちの言葉が印象に残っていて、子どもたちの小さな声に寄り添える存在でありたいと思えます。子どもにやさしいまちは、大人にとっても住みやすいまちとなり、みんなが楽しく笑顔になる富田林市になっていくことを期待しています。</p>
委員	<p>◇この2年間は、あっという間に終わりました。地域で朝の見守り活動をして</p>

	<p>いると、小学生たちが元気に「おはようございます」と言ってくれます。それが私の力になって、地域で活動を続ける励みとなっています。これからも、みんなが元気で明るい未来があることを願っています。これまでの学びと、地域で得たこどもたちとのつながりを生かし、これからの活動に繋げていきたいと思います。</p>
委員	<p>◇市長が言われたように、ここからだと思っています。先日、学校の職員に声をかけて、この条例を広めるにはどうしたらいいのかという話をしました。例えば、中学校であれば、中学生サミットでこどもたちが各学校に広める方法や、小学校への出前授業、大学の先生や大学生に伝えてもらう方法、校区交流会議でこどもたちが参加して広げていく方法など、様々な提案がありました。また、PTAや老人会といった地域の活動に市の職員が出向き、大人が知る機会を作ることも大切です。実際、こどもたち自身が「こどもの権利を守るためには、大人が知ることだ」と書いてくれています。もっと大人に広報していくことで、より一層こどもたちにあたたかいまちになることを期待しています。</p>
委員	<p>◇事務局の方から委員会への参加を依頼いただいた際私自身に務まるのかという思いが日々ありました。しかし、市の職員の方と共に年長組のこどもたちの声を聴くという機会を設けさせていただき、こどもたちが生き生きと手をあげて発言してくれる姿を見て、こどもたちは自分の思いをこのように初対面の大人の方たちに表現できる力が育っていると感じました。今後、こどもたちをお預かりする施設の職員にも、職員研修という形でこの条例を浸透させていきたいと思っています。</p>
委員	<p>◇この委員会に臨むにあたって、私が大きくこだわったことが2つあります。1つ目は、大人が簡単に「安心・安全」という言葉を使うことへの懸念です。こどもの安心とこどもの安全は全く違う概念であるということに重きを置きました。大人の目線だと「安全」が優先されがちで、危険を回避して安全は大事にするけれど、こどもは安心しているのか、という視点が欠落していると思います。学校に行けないこどもたちと出会う中で、安全も大切ですが、それ以上に、こどもたちにとって安心なことが大事だと強く思うようになりました。2つ目は、こどもの「遊び」と「休息」です。遊びは、こどもにとって大事な権利ですが、遊ぶことをネガティブに捉えられている場合があります。大人が管理する遊びではなく、こどもが遊びたい遊びを守っていくことが大事で、頑張らなくていい時だってあります。休んでもいいし、それも大事な権利であるということを、この場でも言えてよかったと思っています。こどもにやさしい社会は全ての人にやさしい社会だと信じていますので、この条例が機能していくことを心から願っています。</p>
委員	<p>◇この検討委員会は、色々な人たちが自由に意見を言って進められ、こどもたちの意見もしっかり聞いてくださいました。これから権利擁護委員会ができていくにあたって、こどもの声を聴くというのは簡単なことではなく、時間がかかっていくことです。こどもたちが自分の思いを安心して話せるようになるためには、時間をかけた信頼関係を築いてはじめて、この人だったら話せると思ってこどもは意見を言ってくれます。こどもの意見が出るまでじっ</p>

<p>委員</p>	<p>くり待てるような権利擁護委員会の運用をしていただけるよう期待しています。</p> <p>◇権利という言葉が前に出ると、どうしても対立構造が表れると思います。ただ、こどもの権利条例がしっかり認知・理解が進んでいけば、対立ではなくイコールになってきます。誰もが等しくやさしく、人権が尊重される社会が、全ての人たちが幸せになるスタートになると思います。理念が十分に伝わらず、理解や認知が不足している段階では、批判的な声上がる可能性も否定できませんが、富田林市では、この後条例が施行され、そうした状況を乗り越え、こどもにやさしい社会になっていくことを期待しています。この条例が適切に活用されることを願っています。</p>
<p>副委員長</p>	<p>◇副委員長を務めさせていただき、委員長から多くを学び、また、委員の皆さまから、それぞれの活動実感を伴う熱いご意見を伺うことができ、大変勉強になりました。</p> <p>こどもの意見を丁寧に聞く取り組み、そして「いっしょに作ってみない会」を運営された事務局の膨大な労力に心から敬意を表します。こどもたちが自らの意見を表明でき、その気持ちを聴いてもらえる仕組みをこのまち全体で継続していくことで、自分の意見や気持ちを表明できるまちに富田林市になることを心から応援しております。</p>
<p>委員長</p>	<p>◇市の方からこどもの権利条例の策定を検討されていると伺ってから、2年強、本取り組みを進めてまいりました。その中で、最初の段階でこだわったことが4つありました。</p> <p>1つ目は、多様な分野の委員の方々からご意見をいただきたいということです。副委員長はじめ、委員の皆さまから本当に色々なご意見を、非常に熱心に毎回ご議論いただき、ありがたかったです。</p> <p>2つ目は、教育委員会の先生方に、準備段階から関わっていただくことです。皆様には、実によく寄り添い、ご協力をいただきました。富田林市こどもの権利条例の特徴の1つとして、プロセスを非常に丁寧にしたところが、他からは羨望の眼差しで見られるものだと思っております。特にこどもの声を聴くといった時に、学校や教育委員会の先生方のご協力がないとできませんでした。その手厚い支援について、ありがたく思っています。</p> <p>3つ目は、事務局の体制についてです。本当に熱心に取り組んでいただきました。以前、こどもの権利条例の分野で著名な先生が富田林市にお越しいただきご講演いただいた際の「自治体間格差」という言葉が印象に残っています。こども基本法が施行されて以降、きちんとこどもたちへの保障に動き出している自治体と、形だけのところがあります。富田林市は、この条例の検討をきっかけに、担当課の職員の方たちが、急激な形で力をつけていきました。毎回色々な資料が事前に来ますが、ここまで充実した資料を作成されたことは素晴らしいと思えました。本当によく勉強していただきました。</p> <p>4つ目は、相談救済機関についてです。こども基本法以降は、理念を確認するだけではなく、具体的な施策、ここで言うこどもの権利擁護委員会の設置ということに非常にこだわってまいりました。そのことも今回条例に明記されたことは、非常に意義深いと思っております。</p>

委員の皆さまからもお話がありましたように、これがスタートです。今後は、相談救済機関の設計のこともありますし、条例の周知ということも簡単なことではありません。私たちは、こどもの権利の文化を築くスタートラインに立ちましたが、これを地域社会にきちんと深めていき広げていくことも難しいタスクです。また、人員や予算といった資源は限られていますし、時間には限りがあります。そういった中で、どう実施していくのかといったこともあると思います。市役所内においては、事務局の人たちの知識やスキルは向上しましたが、市長のお話もありましたように、こども施策に関連する担当課は幅広くあるので、市役所全体にどうやって浸透させていくのかといった課題もあると思います。

これまで、本取組にご尽力いただいた委員の皆さま、市長のリーダーシップ、事務局の方々、教育委員会の先生方のサポート、本当にありがとうございました。

事務局

●委員の皆さま、ありがとうございました。

(5) 事務連絡

事務局
部長

●最後に事務局のこども未来部長の挨拶をもって、閉会とさせていただきます。
◇本日もお忙しい中、第11回「こどもの権利に関する条例検討委員会」にご出席いただき、誠にありがとうございます。令和6年6月から2年間にわたり会議を開催させていただきましたが、会議の資料配布が直前になるなど、委員の皆さまにはご不便、ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。私たち事務局は、市長から、こどもたちの声をしっかりと聴いて、それを反映したこどもの権利条例を作るという依頼を受けました。条例策定の経験がないメンバーでしたので、プレッシャーもありましたが、委員長、副委員長、委員の皆さまのご支援・ご指導のおかげで、作成することができました。今後、本条例案を3月の市議会に上程させていただき、4月に公布、7月から施行という形で進めていきたいと考えております。当初は条例を作ることが1つのゴールであると考えておりましたが、会議を重ねる中で、これはゴールではなく、助走であったと改めて認識しました。条例が制定された後、いかに救済機関を機能させ、こどもたちの声を聞いて、反映していくかが重要であり、子ども・子育て会議におきまして、条例の実施状況等について評価・検証していこうと思っています子ども・子育て会議の委員構成に関しては現在検討中ですが、本日もお集まりの皆さまにもご相談させていただけたらと思います。本条例の推進に向けて、引き続き、ご支援等いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、第11回こどもの権利に関する条例検討委員会を閉会させていただきます。皆さま、本当にありがとうございました。

3. 閉会